

第 10 回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	平成29年8月29日(火) 14:05~14:30
項 目	地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価について(公開審議)
出席者	審査会委員 櫻井会長、時枝委員、重永委員、日高委員、松木委員 財政局税務部税制課 大寺係長、高橋主査 市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課 新貝係長
事務局	総務局文書館 西之原館長、坂上係長、奥野主任
傍聴人	0人
内 容	

地方税の賦課徴収に関する事務について

(税制課)《大寺係長が全項目評価書(案)について説明》

お手元に配付している資料の中の「地方税の賦課徴収に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」(改訂案)の概要について」から説明をする。特定個人情報保護評価ということで記載しているが、すでに皆様、他の保護評価について点検されていてご存知かと思うが、あらためて説明させていただく。

特定個人情報保護評価というのは、市長は、マイナンバーを含む個人情報(特定個人情報)の漏えいなどの危険性を自ら分析し、その危険性に対する対策を評価して、この特定個人情報を適切に管理することとなっている。これらをまとめた評価書は、住民の皆様から意見を聴取して、この場である第三者による点検を受けて、その後に公表することが定められている。この一連の手続のことを「特定個人情報保護評価」という。これについて今回お願いすることになる。

点検いただく評価書は「地方税の賦課徴収に関する事務(全項目評価)」になる。この評価書自体は、平成26年12月の第三者点検で一度評価をいただいている。その後、内容の見直しを実施しながら事務を進めてきたが、今回重要な内容の変更を行うことになったため、再度評価していただく状況となった。

評価書の主な改訂内容について、今回重要な変更ということで、税に関する証明書をコンビニの交付サービス、これを、予定ではあるが来年度、平成30年6月から実施したいと思い、それに伴う改訂を行っている。昨年、平成28年の12月になるが、住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価ということで、住民票のコンビニ交付サービスも同じような形で評価・点検をさせていただいているところではあるが、今回住民票のサービスに附随して市税の証明書も発行できるように追加される形になっている。住民基本台帳に係る事務で、住民票をコンビニで交付するという内容だったが、今回、市税の証明書というのが、所得額証明書になり、内容としては所得の項目、給与所得であるとか営業の所得であるとか所得の金額、市民税の税額、県民税の税額といったものを証明するような証明書をコンビニで交付したいという内容である。このサービスを開始するにあたって、税情報に関する特定個人情報ファイルというものを市から外部へ向けて提供することが必要となってくるため、その内容を重要な変更という形で、今回評価書に反映して評価を行っていくという形になっている。

総務省が作成している「個人番号カードを利用して」というチラシを添付させていただいている。これは前回も同じものを付けていたので見覚えはあるかと思うが、これを簡単に説明させていただく。コンビニエンスストアで証明書の発行を受けるには、マイナンバーのカードが必要になる。マイナンバーカードを持ってコンビニエンスストアに行くことで、コンビニに置いてあるキオスク端末、コピー機や複合機となっているものがあるが、こちらを使って証明書を発行する、証明書の交付をすることができるという形になっている。ここで交

付された証明書は偽造防止とか改ざんができないような、いくつか対策が施されている。具体的にはパンフレットに載っているとおりである。けん制文字ということで、コピーをしたら無効という文字や複写という文字が浮かび上がってくるものや、裏側にスクランブル画像がありスキャナーでとってインターネットで問い合わせると、表の内容が本当に正しいかどうか確認することが可能な証明書が発行されるようになる。8月28日、昨日現在であるが、コンビニエンスストアでの証明書の交付サービス、これが全国の自治体で、住民票でいくと約430の自治体が、税でいうと272の市町村、自治体がサービスを開始している。北九州市も来年からこれと一緒にやっていくということで準備を進めている。

続いて、カラーの横書きで「コンビニ交付概要図」を示している。これは証明書がコンビニで交付されるまでの流れを図で示したものである。①の右下になるが、市で管理している税のシステムがある。こちらからLGWAN-ASPと書いてあるが、証明書コンビニ交付システムの方に証明をするためのデータを提供する形になる。2番目に住民の方ご本人がマイナンバーカードを持った上で、コンビニエンスストアまで証明書をとりに行く。その状況で、3番目4番目のところ、証明書の交付センター、LGWAN-ASP証明書コンビニ交付システムを介して5番目に書いてある税証明書が用紙で出力されるというような一連の流れになっている。次の紙にコンビニ交付のセキュリティ措置ということで書いている。青枠で示させてもらっている部分は、地方公共団体情報システム機構、J-LISと言っているが、こちらが定めたセキュリティ措置がすでに使用されている。これは今回の評価対象外となっている。緑のところも当初の評価書で評価してもらっているのでこちらも評価対象外である。今回の評価は赤枠で囲っている①の部分になる。市の税務システムの方から証明書コンビニ交付システムにデータを提供すること、これが評価の対象となっている。それぞれネットワーク回線を通じてデータを提供していくことになるが、専用回線を使ったり暗号化をしてデータを通信したりということで、利用者以外の方からデータを盗み見られたり改ざんされたりすることのないように措置を施したシステムとなっている。

次に変更箇所一覧というもので、評価書の方はページが多岐に渡るため、変更する場所を一覧にまとめている。これに沿って簡単に説明させてもらう。評価書の内容だが、先ほども申し上げたとおり証明書コンビニ交付システムというものを、何箇所かシステムを今回利用するため追加をさせていただいている。24ページのところの、特定個人情報ファイルの概要という形で書いているが、委託先が1箇所増えるようになる。実際にはLGWAN-ASPで証明書サービスを提供している事業者があるので、そのサービスを利用させてもらって委託をして、提供を受ける形の内容になっている。特定個人情報ファイルの提供方法のところ、ネットワークでLGWANという地方自治体専用のネットワーク回線を使ってデータを提供する形になっている。裏面の54ページに書いてある特定個人情報ファイルの取扱いにおけるリスク対策で物理的な対策、技術的な対策があるが、ここに証明書コンビニ交付システムデータセンターにおける措置を追加している。それぞれ入室管理をしっかりしているということ、サーバーのウイルス対策をしっかりしているということを追記させてもらっている。以上のようなセキュリティ対策を行った上で住民の皆様の税の情報を適切に管理できるように、そういった目的で評価書の方を作成した。以上で地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価の説明を終了する。

#### 質疑応答

(審査会委員) 今回の評価書と直接関係ないかもしれないが、すでに税の関係で開始している自治体があるということで、すでに開始している自治体がしている過程で、何か個人情報関係で問題が生じたことはあったか。

- (税制課) 今のところそのような事例は一切ないと聞いている。
- (審査会委員) 住民票とかも含めて。
- (戸籍住民課) 住民票と印鑑登録について、漏えいに関する問題は聞いたことはない。
- (審査会委員) システムの図を拝見させていただくと、北九州市の税務システムからコンビニ交付システムに対して矢印が一方向だけになっているが、情報を一括してシステムに送るということか。
- (税制課) そうなる。
- (審査会委員) ということは、内容の変更は年度ごとということになるのか。
- (税制課) 今のところ、内容の変更はこまめに電子送付になるが、変更があった度に交付システムの方に送ることになっている。実際に証明できる年度は、対象の年度は、最新年度の1年度分だけにしている。1年間経てばデータを消して、また新しいデータ、最新のデータを送信して証明書を出すという形を考えている。
- (審査会委員) 新しいものを送ると、向こうに上書きされて消えるということか。
- (税制課) 上書きではなく、消した上で新しいものを送る。
- (審査会委員) 証明書を取れるのはその年度だけで、遡って取れないということか。
- (税制課) 前年度分はコンビニエンスストアでは取れないため、区役所等各窓口での交付になる。コンビニでは最新の1年度分だけである。
- (審査会委員) 最初に暗証番号による本人確認とあるが、マイナンバーカードに入っている暗証番号だと思うが。
- (税制課) はい。
- (審査会委員) 通知書のままで持っている方はまだまだたくさんいらっしゃると思うが、そういう方は使えないのか。
- (税制課) 使えない。あくまでマイナンバーカードの交付を受けた方が対象となる。マイナンバーカードは欲しくないという方もいらっしゃると思うので、そういう方はこのコンビニサービスは受けられないという形になる。
- (審査会委員) 新しく委託先となる会社は、以前から利用されている業者か。
- (税制課) 住民票を取扱っている業者と同じである。住民票のデータが置いてあるサーバーと一緒に、税の情報を付加する形になる。
- (審査会委員) クラウドサービスはこれまでも利用があったのか。
- (税制課) 市税システムではない。
- (審査会委員) 今回はじめて導入ということになるのか。
- (税制課) はい。
- (審査会委員) そのあたりの安全性とかは大丈夫なのか。データを色々とやり取りするのにどの方法でとかどんな媒体でとか今まで話があったと思うが、そのやり方について、今までクラウドサービスがあったのかと思ったので。
- (税制課) 市税の中ではなかったが、今回住民票の交付サービスですすでに動いている仕掛けがあって、そこに相乗りする形でやっているの、通信も専用の通信線を使ったり暗号化で送信したりということ考えているので問題ない。

意見聴取終了。

(審査会委員) 以上を踏まえ、答申書を作成する。

第三者点検についての答申の方向性は、「地方税の賦課徴収に関する事務について、適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、全項目評価書の記載は保護評価指針に定める実施手続等に適合し、同指針に定める保護評価の目的等に照らし妥当である。」と認めてよろしいか。

異議がないのでこの旨で答申する。